

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成24年11月14日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ香西店 高松市香西本町350番1

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

（意見の概要）

○県道高松善通寺線に面する間口部分の全てが拡幅された際は、出入口1を廃止すること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成25年4月22日から同年5月22日まで